

# 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要

## 1. 特定個人情報保護評価（再評価）を実施する背景

### I 特定個人情報保護評価（再評価）の概要

特定個人情報保護評価とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適正な措置を講ずることを宣言(評価書の作成)するもの。

国の特定個人情報保護評価指針では、公表から5年を経過する前に評価を再実施するように努めることとされ、本県の場合、知事が実施する特定個人情報保護評価実施要綱第12条第1項の規定に基づき、5年毎に評価を再実施することとしている。

なお、評価書は特定個人情報ファイルの対象人数により、原則として以下のとおり区分される。

対象人数	作成すべき評価書
1,000 人未満	実施は義務付けられない
1,000 人以上 100,000 人未満	基礎項目評価書
100,000 人以上 300,000 人未満	基礎項目評価書+重点項目評価書
300,000 人以上	基礎項目評価書+全項目評価書※

※全項目評価書の作成には住民の意見聴取及び有識者による第三者点検が必要

### II 住民基本台帳ネットワークシステムにおける特定個人情報保護評価の必要性

番号法の施行及び住民基本台帳法(以下「住基法」という。)の一部改正により、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)において、市町村長から都道府県知事に通知される本人確認情報に個人番号が追加されました。当該情報は住基ネットの都道府県サーバで保有しているため、山梨県は特定個人情報ファイルを保有する者として特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

なお、住基ネットの都道府県サーバで山梨県が保有している特定個人情報ファイルの対象は300,000人を超えていることから、基礎項目評価書に加え、全項目評価書を作成する必要があるが、平成27年7月に作成・公表しているが、公表から5年を経過する前に評価を再実施することとしていることから、今般、評価を再実施し、評価書(案)を作成した。

## 2. 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の概要

### I 基本情報

#### <記載の考え方>

評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務及び使用するシステムの内容について具体的に記載する。

**(事務の名称)**

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務  
(住基法に基づき、本人確認情報の更新、情報の提供及び開示等を行う。)

**(システムの名称)**

住民基本台帳ネットワークシステム

**(取り扱うファイル名)**

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

**(ファイルを取り扱う理由)**

全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため

**(個人番号を利用する法令上の根拠)**

住民基本台帳法

**(情報提供ネットワークシステムとの接続)**

接続しない

## II 特定個人情報ファイルの概要

### <記載の考え方>

評価対象の事務において取り扱うこととなる特定個人情報(ファイル)の内容、入手方法、使用方法、取扱いの委託並びに当該情報の提供及び移転に係る方法を具体的に記載する。

**(ファイルの内容)**

常に正確に更新・管理・提供するため、山梨県内の住民基本台帳に記録された住民の個人番号、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報とする。

**(特定個人情報の入手)**

住基法に基づき、市町村から住基ネットを通じて取得する。

**(特定個人情報の使用)**

住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、住基法に基づき使用する。

**(ファイルの取扱いの委託)**

都道府県サーバの運用監視及び山梨県が設置する端末等の運用管理について委託する。

**(特定個人情報の提供・移転)**

住基法及び番号法の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報の提供又は移転を行う。

**(特定個人情報の保管・消去)**

特定個人情報は施錠管理及び入退室管理を行っているサーバ設置場所で保管するとともに、保管期間の満了したデータはシステムで自動判別し、消去する。

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### <記載の考え方>

評価対象事務における特定個人情報ファイルの取扱いの中で想定されるリスクへの対策について、特定個人情報ファイルの内容等を踏まえ、評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかを具体的に確認することでその対策を評価する。

#### (特定個人情報の入手)

※目的外の入手、不適切な方法による入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい等のリスク

情報の入手方法は、住基法に基づき市町村からの住基ネット(専用回線)による通知のみに限定される。

情報の正確性、真正性は、市町村における厳格な本人確認により担保される。

#### (特定個人情報の使用)

※目的を超えた紐付け、権限のない者による不正使用、事務外の使用、不正に複製される等のリスク

都道府県サーバと宛名管理システム、庁内システム等は接続しない。

操作者のアクセス権限は業務内容に応じた必要最小限を付与することとし、静脈による生体認証により操作者を認証する。また操作履歴を適宜確認し、記録する。

#### (ファイルの取扱いの委託)

※不正な方法による入手、使用、提供、保管・消去、契約終了後の不正な使用、再委託等のリスク

委託業務従事者には都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限は付与しない。

操作履歴を確認し、適宜、不正な使用がないことを確認する。

契約書に個人情報に係る規程を設け、遵守させる。

#### (特定個人情報の提供・移転)

※不正又は不適切な方法による情報の提供、誤った情報又は誤った相手に情報提供する等のリスク

情報の提供・移転記録はシステム上、7年分保存されており、住基法等で認められた情報の提供・移転以外の不正又は不適切な情報の提供等の有無を確認する。

システム上、全国サーバと都道府県サーバは相互認証を行っているため、認証できない相手先へ情報が提供されることはない。

#### (特定個人情報の保管・消去)

※情報の漏洩、滅失、毀損、情報が更新されない又は消去されない等のリスク

情報の保管場所への入退室管理等の物理的対策やセキュリティ更新プログラムの更新等の技術的対策を実施する。

情報は市町村の住民基本台帳の更新等に合わせて通知・更新される仕組みとなっており、これらの整合性処理を定期的実施する。

## IV その他のリスク対策

### <記載の考え方>

I 及び II の記載内容並びに III のリスク対策等が実施されているか等の確認のため行う自己点検の確認方法や、操作者への教育内容について具体的に記載する。

#### (自己点検・監査)

リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認する。

#### (従事者への教育・啓発)

住基ネット関係職員等に対して毎年度研修を実施し、住基ネットの利用やセキュリティについて必要な知識の習得を図る。

## V 開示請求、問合せ

### <記載の考え方>

特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載する。

#### (開示請求、問合せ)

開示請求及び問合せ先:山梨県総務部市町村課行政選挙担当(Tel055-223-1424)

## VI 評価実施手続

### <記載の考え方>

評価実施手続について、具体的に記載する。

#### (しきい値判断結果)

基礎項目評価及び全項目評価の実施を義務付けられる。

#### (国民・住民等からの意見聴取)

県民意見提出制度実施要綱に基づき実施する。

#### (第三者点検)

山梨県個人情報保護審議会

## 3. 今後のスケジュール

令和2年3月6日(金) ～令和2年3月19日(木)	県民意見の募集
令和2年4月～令和2年6月	第三者点検(山梨県個人情報保護審議会の意見聴取)
令和2年7月頃	国(特定個人情報保護委員会)への評価書の提出 評価書の公表(山梨県ホームページ)